

令和8年第2回（5月）臨時会

# 西伊豆町議会会議録

令和8年5月7日 開会

令和8年5月7日 閉会

西伊豆町議会

## 令和 8 年第 2 回（5 月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（5 月 7 日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第 3 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○閉会宣告	23
○署名議員	25

西伊豆町告示第46号

令和8年第2回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和8年4月27日

西伊豆町長 星野 淨 晋

1 期 日 令和8年5月7日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町税条例等の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- (3) 令和8年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番 堤 圭 祐 君

2 番 土 本 直 矢 君

3 番 中 島 健 君

4 番 磯 清 彦 君

5 番 河 内 ひ と み 君

6 番 山 本 豊 君

7 番 加 藤 タ ヅ 子 君

8 番 浅 賀 元 希 君

9 番 仲 田 慶 枝 君

10 番 高 橋 敬 治 君

不応招議員（なし）

令和8年第2回（5月）臨時町議会

（第1日 5月7日）

## 令和8年第2回（5月）西伊豆町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和8年5月7日（木）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第31号 令和8年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番 堤 圭 祐 君

2番 土 本 直 矢 君

3番 中 島 健 君

4番 磯 清 彦 君

5番 河 内 ひとみ 君

6番 山 本 豊 君

7番 加 藤 タヅ子 君

8番 浅 賀 元 希 君

9番 仲 田 慶 枝 君

10番 高 橋 敬 治 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 星 野 淨 晋 君

副 町 長 高 木 光 一 君

教 育 長 森 真 治 君 総 務 課 長 長 島 司 君  
窓 口 税 務 課 長 渡 邊 貴 浩 君 産 業 振 興 課 長 木 野 の ぶ 子 君

---

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 高 橋 昌 子 書 記 船 津 康 子

---

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（高橋敬治君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回西伊豆町議会臨時会を開会します。

本日、教育長が就任されて最初の議会であります。

皆さんにご就任の挨拶の申入れがありましたので、これを許可します。

手を挙げて。

はい、教育長。

○教育長（森 真治君） はい。4月28日に教育長に着任しました森真治です。よろしくお願  
いいたします。

○議長（高橋敬治君） はい。

---

◎開議宣告

○議長（高橋敬治君） それでは直ちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。

また、発言される方はマイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言され  
るようにお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

---

◎議事日程説明

○議長（高橋敬治君） 本日の議事日程及び本臨時会に、地方自治法第121条の規定によって出  
席を求めました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋敬治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

2番 土本 直矢 君、

3番 中島 健 君を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（高橋敬治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第3、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第3号は専決処分の承認を求めることについてでございます。

専決の内容につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町税条例等の一部を改正し、専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。それでは、ただいま提案されました承認第3号、専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。まず本件につきましては、上位法令でございます地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されまして、4月1日から施行されることに伴いまして、法律の公布と同時に西伊豆町税条例等の一部を改

正する条例。これを3月31日に公布、4月1日施行することで専決処分をさせていただきました。その内容について報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

まず資料、承認第3号、これを一部めくっていただきまして、2枚目が専決の第3号、こちらが令和8年3月31日の専決処分書でございます。

もう1枚めくっていただきますと、ここからが西伊豆町税条例等の一部を改正する条例の改正文でございます。1ページから10ページまでが改正文となっております。既存の条例を改めます。11ページから51ページまでが新旧対照表となっております。なお、この改正文及び新旧対照表、並びに法令改正に伴います字句の訂正等につきましては、総務省自治税務局から示されました法令改正の例示に倣ったものでございますので、説明のほうは割愛をさせていただきます。主な改正点につきましては事前に配付させていただきました。今回、議案のほうの52ページから資料が、同じものが付けさせていただいてございますが、そちらを使って説明をさせていただければと思います。

では52ページを、資料をご覧ください。こちらは承認第3号の資料として添付させていただいております。初めに1番、個人住民税関係でございます。令和8年度税制改正におきまして、個人住民税につきましては給与所得控除について65万円の最低保障額を69万円に引上げ、2年間の時限措置として給与所得控除の最低保障額については、5万円を引き上げる措置等が講じられるほか、ふるさと納税制度については特例控除額について193万円を上限として新たに設定される等の見直しが行われたところでございます。このような改正を受けまして、町の条例では主に次の改正を行いました。(1)所得割の課税標準の変更でございます。①特定大口株主配当等への追加に伴う所得割の課税標準の変更を行いました。(2)適用期限の延長等についてでございますが、下記のとおり幾つかございます。まず①肉用牛の売却による農業所得の課税特例につきましては、適用期限を3年延長いたしました。②特定一般用医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、スイッチOCT医薬品の購入対価については適用期限を撤廃し、その他の医療品の購入対価については、適用期限を5年延長いたしました。③優良住宅地造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきましては、適用要件の見直しを行った上、適用期限を3年延長いたしました。4つ目、住宅ローン控除の適用の延長につきましては、所得税において借入限度額等の見直しを行った上で適用期限を5年延長いたしました。なお、所得税額から控除しきれなかった額を個人住民税のほうで控除するという事で控除限度額は変更ございません。次に(3)のその他です。①公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に係る所要の措

置につきましては、所得税において扶養親族等申告書の提出が不要な場合であっても、個人住民税において扶養親族等の必要な情報が得られるよう、提出義務の範囲を拡大する改正を行っております。次に2番の固定資産税でございます。今回の税制改正では、物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点につきましては、家屋に係る免税点を30万円、償却資産に係る免税点は180万円にそれぞれ引上げ、令和9年度以後の年度分の固定資産税から適用されることとなりました。このような改正を受けまして、町の条例では主に次の改正を行いました。(1)固定資産の免税点の見直しでございます。物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税等が課税されない課税標準額を、家屋については20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に改正を行いました。なお、土地は30万円のまま据置きとなっております。次に3、軽自動車税でございます。令和8年度につきましては、この軽自動車税の改正が1番大きくて、全体の半分程度を占めております。今回の税制改正の与党大綱では、米国の関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得等における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって自動車税、軽自動車税の環境性能割を廃止することとされ、地方税の減収分については安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当てすることとなり、政府大綱でも同様の趣旨が述べられています。これを受けまして、町の条例では主に次の改正を行いました。(1)環境性能割の廃止でございます。①番、令和8年3月31日をもって軽自動車税環境性能割を廃止いたしました。②番、種別割の名称を軽自動車税種別割、すみません。ここ、資料のほう抜けておりましたが軽自動車税がここに入ります。軽自動車税の種別割から軽自動車税に変更をいたしました。次に(2)番、グリーン化特例。これは軽課とそれから重課、つまり税金が軽くなるのとそれから重くなるもの2つございますけれども、その軽課のほうの延長でございます。電気自動車等の現行のグリーン化特例(軽課)の適用期限を令和10年3月31日まで延長しました。

最後に4番、施行期日についてでございますけれども、お手元資料の7ページのほうにお戻り頂きまして、下のほうにあります。改正部分の下段の附則をご覧ください。7ページになります。はい。第1条、この条例は令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行します。各号につきましては1号から4号までございまして、それぞれの規定によって記載されている日から施行するというものになっております。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしくご願

たします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、河内ひとみ君。

○5番（河内ひとみ君） 軽自動車税に関してなんですけれども、地方税の減収につながるということで、国の責任で手当てをすることとなるっていうことを書いてあるんですけれども、例えば、西伊豆町の軽自動車税の税金の減った分を丸々100%国のほうで補填するということでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。えっとですね、これ、去年の12月にですね、これが急遽決定したわけで、ちょうど当初予算のときにですね、我々も来年度の当初予算を策定するときに150万円程度を見込んでたんですね。これ例年の統計を利用して金額を決めていたんですけども、それが環境性能割なくなるということで、当初予算のときも少しお話しさせていただきましたけれども、えっとですね、2か月分だけ、つまり8年の2月と3月っていうのは車を購入してから我々のところに税金が来るのが4月以降なんですね。そうすると、150万円のうち20万円を税として環境性能割、これを、科目を残して予算を措置しています。で、もう一方ですね、国のほうが補填をするというところにつきましては、地方特例交付金というのがありまして、それで今回は補填するということで、残りの130万円のほうを当初予算のほうに計上させていただいております。ただ、これが時限的なものといえますか、今回は地方特例交付金という形で交付されますけれども、来年度以降につきましてはまだ決定されておりませんので、今後どういうふうになるかということはまだ決まっております。ただ、車の購入が当然ありますのでね、そこは統計的に新車を購入すると税金をかける上で台数とかが出てきますので、そこは継続して国のほうが見るとということで、一応予定という形ですけども、そういう形になってございます。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか、ほかに。

はい、8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） ちょっと今のところと関連なんですけども、軽自動車税については国のほうの責任ということがあるんですけども、その前のページの固定資産税、これについても免税点の引上げっていうことは、町としては税収が下がるかと思うんですけども、この辺

についての国のほうの補填っていうのはないんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。こちらについては特段そういったことはございません。

で、実際にですね、どのぐらい影響するかなというところで、一応、ざっくりなんですけどもね、試算をしたところ、今回その対象となる家屋の減免、それから償却の減免がございませうけれども、えっとですね。家屋のほうでおよそ60万円程度。それから償却のほうで40万円程度で合わせて100万円程度がですね、固定資産税のほうで当初の見込んでいたものよりも減額になるということで、我々のほうは数字を見込んでございます。

○議長（高橋敬治君） はい、ほかにありませんか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第3号、専決処分承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第4、承認第4号、専決処分承認を求めることについてを議題

とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第4号は専決処分の承認を求めることについてでございます。

専決処分の内容につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を専決処分で改正したので承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（渡邊貴浩君） はい。それではただいま提案されました承認第4号、専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。本件につきましては、上位法令でございます地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日公布、4月1日施行に伴いまして、法律の公布と同時に西伊豆町健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日公布、4月1日施行することについて専決処分をさせていただきました。その内容についてご報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

では承認第4号をめくっていただきまして、2枚目が専決第4号、令和8年3月31日の専決処分書でございます。

もう1枚めくっていただきますと、ここから西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。まず1ページから4ページまでが改正文になっております。

そして5ページから22ページまでが新旧対照表になってございます。なお、この改正文及び新旧対照表、並びに法令改正に伴います字句の訂正につきましては、総務省自治税務局から示された法令改正の例示になったものでございますので、説明のほうは割愛させていただきまして、改正点について、23ページの承認第4号の資料、これにより説明をさせていただきます。

では23ページの資料をご覧ください。今回の改正につきましては、2月の20日、全員協議会で事前にご説明をさせていただきました内容と同様のものとなっております。初めに1、趣旨からご説明をいたします。令和8年度税制改正大綱で、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、また、中所得層の負担軽減のため、軽減基準所得の引上げが盛り込まれたため、西伊豆町国民健康保険税条例を改正するものでございます。また、子ども子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日から子ども子育て支援納付金を徴収

することが決定されたため、西伊豆町国民健康保険税条例に制度を創設するものでございます。次に2、内容でございます。まず1つ目は、軽減基準額の改正です。国保税の軽減は、所得に応じて7割、5割、2割の軽減がございます。今回の改正につきましては、①番の5割軽減と、②番の2割軽減の軽減所得算定において、被保険者数に乗ずるべき金額を、5割軽減のほうは30万5,000円から31万円に、2割軽減のほうは56万円から57万円に引き上げるもので、これにより軽減世帯の対象拡大を図ります。この改正による影響ですが、令和7年度の本算定をベースに試算をしたところ、2割軽減から5割軽減に移る世帯が2世帯、それから、これまで軽減とされていなかった世帯が2割軽減の対象となる世帯は6世帯ございました。税額にしますと12万9,700円が減額されるという試算が出ております。24ページをお願いします。2つ目は子ども子育て支援金制度の創設になります。子ども子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、国民健康保険被保険者から子ども子育て支援金を保険料として徴収します。税率の内訳でございますが、①の所得割額につきましては、被保険者の所得額に対して100分の0.28を乗じた額、②番の被保険者均等割額は、被保険者1人につき1,500円を乗じた額、③18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上の被保険者1人につき100円を乗じた額とし、この①、②、③を合算した額が年税額となり、④の課税限度額を3万円とします。この税率につきましては、令和8年度に納付する納付額に対して、県が算出した税率を採用しております。そしてこの税率で課税した場合の世帯区分ごとに算出したものが下段の表となっております。なお、本件につきましては、令和8年2月17日、西伊豆町国民健康保険運営協議会に諮問し、審査の結果、低所得者に対する保険税軽減の拡充並びに子ども子育て支援金の創設のための改正については、健全な国民健康保険事業を運営するため、改正を要望するという答申を頂いております。

4ページにお戻りください。こちらは附則となります。1の施行期日でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行します。2の適用区分ですが、改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとします。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋敬治君） 日程第5、議案第31号、令和8年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第31号は、令和8年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋敬治君） 総務課長。

○総務課長（長島 司君） 議案第31号、令和8年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ2,019万4,000円を追加

し、それぞれの金額を 77 億 2,519 万 4,000 円としたいものです。

2 ページをお願いいたします。第 1 表歳入歳出予算補正、歳入です。款、補正額の順に朗読いたします。14 款国庫支出金、1,333 万 3,000 円。18 款繰入金、686 万 1,000 円。歳入合計に 2,019 万 4,000 円を追加し、77 億 2,519 万 4,000 円としたいものです。次に歳出です。款、補正額の順に朗読いたします。1 款議会費、19 万 4,000 円。6 款商工費、2,000 万円。歳出合計に 2,019 万 4,000 円を追加し、77 億 2,519 万 4,000 円としたいものです。

3 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括、歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第 1 表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略をさせていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、第 1 表と同様でございますが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4 ページをお願いいたします。2、歳入です。14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 1,333 万 3,000 円、こちらの受入環境整備促進事業補助金は、歳出の 6 款 1 項 3 目貸切型シャトルバス町内観光実証事業委託に対する国庫補助金になります。観光庁のオーバーツーリズムの未然防止、抑制を初めとする観光地の面的受入環境整備促進事業の補助金を見込んでおり、補助率は 3 分の 2 になります。18 款 1 項 1 目財政調整基金繰入金 686 万 1,000 円、今回補正の財源不足調整分として計上をしております。次に 3、歳出です。1 款 1 項 1 目 13 節使用料及び賃借料 18 万円、車両借上料の 18 万円は 4 月 20 日の議会全員協議会で協議いたしました埼玉県大里郡寄居町のオリックス資源循環株式会社寄居工場の行政視察に伴うバス借上料になります。なお、その上の 8 節旅費には議員及び職員の旅費を計上しております。6 款 1 項 3 目 12 節委託料 2,000 万円、歳入のところでもご説明いたしましたが、観光庁の補助金を活用し、貸切型シャトルバス町内観光実証事業委託を実施いたします。西伊豆町のネックとなっている 2 次交通を確保し、混雑時の時間的、地理的な分散を図ることを目的に、下田、堂ヶ島間の貸切型シャトルバスを運行するとともに、紙媒体だけでなく、SNS を活用した PR を行ってまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、仲田慶枝君。

○9 番（仲田慶枝君） はい。ではただいまの 4 ページの商工費のところを伺いたいです。こ

の事業委託とありますが2点伺いたいのは、1点は、委託先はどこなのかということと、それから、観光庁の補助金をということですが、これはもう既に決定しているのか。それともいつ頃それが決まるのかということをお教えてください。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） はい。1点目の委託先としましては、4社、町内の事業者様、4社に関わっていただく予定となっております。で、本事業の申請の関係ですけれども、これから申請を行うものとなっておりますので、スケジュールのほうを説明させていただきます。公募の締切りが5月29日、採択、公表の関係は6月の下旬、補助金交付に伴う事務手続き、申請の関係ですけれども、こちらは7月中に行います。で、採択をされまして、事業完了の実績報告につきましては、令和9年の2月の26日が締切りということになっております。で、当町では7月に補助金の交付が決定をされてから8月の31日までと、9月、10月、11月までの土、日、祝日の運行を予定しているところでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） 9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） はい。その今の事業内容のところですけど8月の末から9、10、11っておっしゃいました。ここは先ほどのご説明で貸切型シャトルバスということですけど、1日1本というようなイメージなのでしょうか。大体、何便ぐらい全体で今計画していて、この2,000万になるのか。ちょっとそこを教えてください。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 今回の貸切型シャトルバスの運行ですけれども、下田、堂ヶ島間で直通の観光型のシャトルバスを、1日1往復を運行させる予定です。で、定員は40名の設定ですが、1日15名の乗車というのを想定しておるところでございます。それと再度、実施の期間のことですけれども、7月の補助金交付決定後から8月31日までというのが1区切り、その後、9月から11月までの土、日、祝日の運行を予定しているということを申し添えさせていただきます。以上です。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。誤解を招くとまずいので先に言っておきます。今、補助金申請をこれから行います。決定が来てから事業を進めると時期的に間に合いません。なので、仮に交付が決定される、されない関わらず事業を行いたいのので、交付されない場合は入湯税を充当して行おうということで検討しております。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか、はい。

9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 今の町長のお言葉ですと、補助金がおりになくてもこの事業はやるという、決めてらっしゃるということによろしいですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。今、町としてはですね、やはり個人のマイカーをお持ちの方は比較的来ていただけるような状況になりましたけども、なかなか交通の便が悪いので、鉄道が走ってる場所とはちょっと若干、状況は違います。ただ今後、海外も含めてDMOを、力を入れていこうということで行っておりますので、その指標をつくるにもですね、データを取らなければいけませんので、その入湯税を使ってやりたいと。ただ、この観光庁の補助金が取れた場合には財源を振替えて、そちらを使って、町の単費を少なくしたいという思いで、今、申請を出しておりますけれども、つくか、つかないかが分かってからやると、出だしが遅くて1番データのとれるときを逃してしまいますので、そういった状況だということでございます。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） 全く今のところなんですけども、この事業費の中に先ほどバス代と、それからそのPR費用っていうのがあったんですけども、このPRはですね、いつぐらいから、どのような内容で始めていくのか。その辺をちょっと説明お願いします。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） プロモーションの関係ということになるんですけども、紙媒体とあとSNSを活用したものという形で、今対応を考えておるところでございます。で、こちらのほうは7月を予定している、7月の中旬頃を予定しているということになりますけれども、紙媒体のほうは、チラシのほうを9万5,000部で、ポスターを550枚程度という形で、予算を200万円程度という形で考えさせていただいてございます。で、予約連動型のプロモーションのSNSの部分としては、こちらとしては300万円程度を予定しているところでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） チラシが9万5,000って、これはどこにそのチラシを置くっていうような考え方なんでしょうか。というのは、ごめんなさい。というのはですね、西伊豆じゃ全く初めてやることで、対象が観光客の方ですよ。観光客の方が分からないと、これは使え

の方がいらっしゃらないと思いますので、そうすると効果がないのかなと思って、やっぱり事前のやっばPRが必要なのかなと思ったもんですから、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 今のPRの方法ですと、紙媒体ってあまり効果がないというふうに言われているところではございますが、町内の宿泊業者さんの中で紙媒体をある特定のエリアに配って成功している事例があるというのを聞いているところではございます。ですので、そちらの事業者さんからどういうふうにやればうまくいくかというのを、ノウハウを聞かせていただいた上で、こちらの紙媒体のほうはうまくいくように対応をさせていただく予定となっております。以上です。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

はい、1番、堤圭祐君。

○1番（堤 圭祐君） 2点、お願いします。オーバーツーリズム未然防止ということで、もともと補助、そういったものの補助という話でした。今回、8月末から12月ということなんですけど、夏休みシーズンがちょっと終わった形、海も、海水浴場も閉まった後というところで、本来それより早くやりたかったのかななんて思って聞いてました。そこがちょっと8月末以降になってる理由を聞きたいのと、もう1点が12月までってことなんですけど、今後、こちらデータ取った後ですね、例えば、来年以降も続けていきたいのかっていう考えがあれば、2点、お願いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。8月末というのは、繁忙期にあえてこれをする必要はございませんので、そこは今までのお客さんの集客力で足りるだろうと。ただ、8月の後半からだんだん集客が悪くなっていきますので、足のない方も下田駅まで来ていただければ、そのバスに乗って堂ヶ島に来ることができますよというPRをですね、させていただくというものになります。ですので、別に時期を遅くしてやるわけではなくて、そこを見込んで初めから狙っているというものです。今後につきましては、今回の状況を見て、11月に来年の当初予算を組んでいきますので、結果が有効であれば継続する可能性もありますし、逆にこれはもう民間さんだけでできるだろうというデータがとれればですね、あえて町のほうからお金を入れる必要もないのかなというふうには思います。ただ、これやってみないとどの程度の集客、どの程度の経費、分かりませんので、そのお試しとして観光庁の予算を使って試験的なものをさせていただきたいというものでございます。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 事業実施時期のことなんですけれども、補助金交付決定後というふうに先ほど説明をさせていただいたところではあるんですが、7月に夏休みのところも、結局は補助金おりる、おりないに関わらず事業をやらせてもらうので、できるだけ早くその補助金の決定を待った上で、もうもらえないとなったとしても、もうこれは町の費用でやらせていただくので、そのいわゆる夏休みの部分というのも時期には含まれるというふうにご理解頂ければと思います。以上です。

○議長（高橋敬治君） 2つ目の質問に教えてください。

もらった、いいですか。

あれでいいですか。

はい、ほかに。1番、堤圭祐君。

○1番（堤 圭祐君） すみません。あの産業振興課長からの話で、もう一度、8月末より前でも補助金の交付が決定すれば早く始めるということですか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その部分は仲田さんの質問にお答えしてるかというふうに思いますけれども、決定を待ってだと事業ができる期間が遅くなりますので、来る、来ないに関わらず、入湯税を活用してやらせていただきたいと。ただ、観光庁のこの申請を今しておりますので、来た場合はそちらの予算を使って、単費をなるべく使わない努力をするというふうに答弁をしてるかと思います。

○議長（高橋敬治君） 1番、堤圭祐君。

○1番（堤 圭祐君） 失礼しました。私が8月末から事業開始っていうふうに聞いていたんですが、それがもっと早くからやるということですね。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

はい、2番、土本直矢君。

○2番（土本直矢君） えっと、このシャトルバスは無料で乗れるイメージでよろしかったでしょうかっていうことと、あとはこの2,000万円で、先ほど最大40名で1日15名を見込んでいるっていうお話だったんですけど、総数でどれぐらいで、どれぐらいの費用をかけて、こっちに来てどれぐらい回収できるかっていうところを多分見なきゃいけないと思うんですね。その辺ってどのような試算を、目標値を持ってるかを教えていただきたい。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） シャトルバスの利用料金につきましては、乗車料金、片道、お1人から500円を頂く予定とさせていただいております。で、あと経費のほうとしますと、まだこちらのほうちょっとがまだ、きちんとしたちょっとデータがまだ取れていないところがございますので、お答えのほうが出来ないような形になってしまいますけれども、申し訳ございません。

○議長（高橋敬治君） 2番、土本直矢君。

○2番（土本直矢君） はい。ありがとうございます。500円ということが分かって、あと大体、1回15名ということで、日数で出せば分かるのかな。7、8、9。土日に変わるんですけど、後半が。何かその辺の計算ができれば、大体、人数って出るのかなと思うんですけど。あとこれが必ず堂ヶ島に留まるってわけではないと思うので、ただ移動で使って、そのあと普通の民間のバスで移動するとか、いろいろあると思うんですけど、その辺がしっかり追えないといけないと思うので、ホテルさんとか宿泊したよとか、そういうデータも取っていかないとけないんじゃないかなというふうに考えています。なので、この2,000万という金額を入れて、どれだけ町に効果があったかみたいなのところの何だろう、どうやって検証するかみたいなのがもしあれば教えていただきたいです。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。宿泊されない方はこのバスを利用することが不可能でございますので、基本的には町内に確実にお金が落ちることになります。ただ、経費の部分につきましては土本議員と私、基本的に考え方一緒だと思うんですけど、この提案されたときにこんなものは経費倒れするのでやめとけと言って1回止めました。というのは、2,000万経費がかかるんですけども、送客が予定では2,000数百人なので、1人に1万かけてこんな事業をやる必要あるのかとって1回止めております。ただ、そうは言ってもやはりデータを取って、今後の西伊豆町の観光の集客にどうアプローチをしたら有益かということの試算をしたいということと、観光庁の補助金を頂いてできるチャンスがあるということを担当のほうから説得をされた部分もありますので、であるならば、しっかりとしたデータ取りをしようということで、OKを出しております。500円についてはちょうどいするんですけども、基本的にはその旅行の、バスに乗っていただきますので、期間の保険料に充てさせていただくということになりまして、今後アンケートなどを取るときに、いくらであればこの車に乗るのかというようなことをですね、聞いて、実際2,000円、片道2,000ぐらいだった乗りますというようなことであるならば、それで事業を今後組んでいくかというような試算

もですね、やってみなければ分からないということなので、その試しであるならやるかということでは決断をした記憶がございます。ですので、経費を人数で案分しろというふうに言われれば、相当1人に対してお金はかかっておりますので、事業的にこの単独の事業で収支が黒になるかというふうに言われれば、相当難しいということはこちらも承知をしております。

○議長（高橋敬治君） 2番、土本直矢君。

○2番（土本直矢君） はい。ありがとうございます。ちょっと質問じゃないんですけど、実証実験なのでぜひですね、有効なデータを取っていただいて、金額感見て、ぜひ町の観光業が盛り上がる形にさせていただければなというふうに考えています。以上です。

○議長（高橋敬治君） 今は質疑の時間ですから質疑限定してください。

○2番（土本直矢君） はい、ごめんなさい。

○議長（高橋敬治君） ほかに、7番、加藤タツ子君。

立ってください。

○7番（加藤タツ子君） えっとですね、500円を支払う場合に、乗車時に支払うのかということと、ICカード等は使えるのかということをお聞きしたいです。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 今のところICカードの想定というのはしていないところですが、えっとですね、ご予約を頂くときにクレジット払いのようなものができるような想定というのは考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

はい、ほかに。

6番、山本豊君。

○6番（山本 豊君） 同じ案件なんですけども、路線バスとの競合の関係ですとか、あとは差別化っていうのはもしあるようでしたら、説明を願いたいんですけれど。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 今回のシャトルバスの関係ですけれども、差別化という点でいきますと、バスの停留所で利用者様を降ろすのではなく、主要な宿泊施設であるホテルさんであるとか旅館さんであるとかのエントランスまでお連れするということが1点。それとシャトルバス、貸切りですので、利用者の方が大型の荷物をお持ちだったりするときに、車体の下部に大きいトランク、バス備えてると思いますが、そちらのほうにお荷物であるとかお土産等が積めるというような形での差別化っていうのを図るということ。それと外国人の

旅行者の方の対応という形で、英会話が可能なガイドの方を乗車させて観光ポイントの案内であるとか、地元の名産品であるとかの説明というのも実施できるような形を今想定しているところでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） よろしいですか。

はい、6番、山本豊君。

○6番（山本 豊君） よく海外に行きますと、観光地を回ってホテルまでっていうような、その空き時間を利用したその運用というのはあると思うんですけど、将来的にはそのようなことも想定されているんでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 窓口、ごめんなさい。

産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 今回、これを行ってみて、その結果を踏まえた上で、効果が認められるところを、部分的でもそういう効果が認められる部分から、段階的に次につなげていければというふうに考えておるところでございます。ですので、山本議員おっしゃったような部分に効果が認められるということであれば、そういうところから対応をさせていただくというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 先ほど伺ったことに少し戻りたいのですが、先ほど委託先は町内4社とおっしゃいましたが、この業種、4社、どのような業種のところ、社名は言えないんですかね、言えなければ業種をお教えいただきたいです。バス会社は1社だけですか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 1社の中には、観光協会さんは入っていただいているところではございます。あとはSNS等の広告を作っていただける業者の方、あとは旅行業が取り扱える業者さん、で、という形にはなります。もう1社が、そうですね。もう1社はシステム等を取り扱える方がいらっしゃるところを、今回の予約であるとかのシステムのほうを取り扱っていただける業者さんのほうをお願いしているところでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） 9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） 事業委託と書いてございますが、これは全て随契ということで解釈してよろしいですか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） はい。お見込みのとおり、随意契約という形で対応させていただきます。以上です。

○議長（高橋敬治君） 9番、仲田慶枝君。

○9番（仲田慶枝君） その辺のところの不公平性というか、クリアな、フェアな感じというのは担保できているのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） 町内でなかなか取り扱える方がいらっしやらないということをごちらの課のほうで考えさせていただいた上で、あと時期的な、開始を早めにやらせていただきたいという部分がありまして、それで随意契約という形を想定しているところでございます。以上です。

○議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。この事業についてですね、仮に補助金がなくても自前っていうか、今年上がったその入湯税を充てたいということなんですけども、本日の補正予算ですと、補助金があつての補正予算の議案になっております。これはまた、仮にですね、補助金が該当しない場合には改めて、その段階で補正を組み直すっていう解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。入湯税はもう入りが当初予算に載っておりますので、それを活用するという事です。

○議長（高橋敬治君） 8番、浅賀元希君。

○8番（浅賀元希君） はい。今日ですね、議案見ると歳入のほうは国の補助金が1,300万円ほどありますよね。これが仮に採択されなかった場合には、事業を進めていきたいということなんですけども、今日私どもが手を挙げるのは、例えば、1つの考え方として自前の680万円なら実験としておおいにいいんじゃないか。2,000万円までかける必要があるんじゃないかって、そこに、判断に大きな違いが出てくると思ったものですからその辺の質問をしていますけども、その辺の今後の考え方をお伺いします。

○議長（高橋敬治君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。ですので、この補正予算に載っていない入湯税を使う可能性があるということは、今、ご説明をさせていただいております。ですので、入湯税を使ってまでもやるなということであれば否決をしていただいても結構だと思います。

○議長（高橋敬治君） 7番、加藤タヅ子君。  
○7番（加藤タヅ子君） 確認ですけれども、停車位置は下田と宇久須の2箇所ということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋敬治君） 宇久須ではなくて堂ヶ島って言ってますけど。

○7番（加藤タヅ子君） 堂ヶ島ですね、すみません。堂ヶ島の2箇所ということで。

○議長（高橋敬治君） 先ほどから説明されてますよね、確認ですか。

産業振興課長。

○産業振興課長（木野のぶ子君） はい。下田、堂ヶ島間で実証をさせていただくということ  
でお願いいたします。

○議長（高橋敬治君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第31号、令和8年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり  
決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会宣告

○議長（高橋敬治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて令和8年第2回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時51分